

広島県教育委員会教育長告示第一号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定によって、次のとおり指定技能教育施設の名称の変更の届出があった。

平成二十三年一月二十日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 小井手学園広島ファッションビジネス専門学校

2 所在地 広島市南区金屋町一番二十号

二 変更内容

名称の変更前	名称の変更後
小井手学園広島ファッションビジネス専門学校	小井手ファッションビューティ専門学校

三 変更年月日

平成二十三年四月一日